

# テントひろばを守れ

測上 太郎

経産省前テントは、2011年の9月11日に立てられました。テントの設置は、持続的な脱原発の運動を首都圏で進めるための一つの手段であり、東電福島第一原発の重大事故と国・経産省の原発推進に対する首都圏における抗議の持続的な意志表明そのものでした。そして原発問題に関する国民的討議の場として経産省に対して「使用させよ」と正式に要求し、また不許可決定に対して、再審査の申請中でもありました。

ところが国は突然、2月18日に「占有移転禁止仮処分」の申請（申立）を行ない、3月6日に東京地裁の決定が出され、執行官によって3月14日に公示されました。3月29日には「(土地) 明渡請求訴訟」を東京地裁に申し立て、第1回口頭弁論が5月23日と定められました。国の申し立ては、テントが立っている土地は経済産業省が所轄する国有地であって、速やかにこの土地を明け渡せ、今日までの損害金として約1100万円を支払え、というものです。国・経産省は、経産省管轄内の敷地にテントが立てられていることを「不法占拠である」と言っていますが、私たちは全くそのようには思っていない。

福島原発事故はレベル7の重大事故です。何よりもこの事故の深刻さと被害の甚大さに抗議し責任を問い、原発について根本的な議論を行なうことが極めて重要と考え、そのための国民的な討議の場として「経産省が管理する国有地の一角を使用したい」という申請をしていました。勿論、法的にこの土地が国有地であることは承知していましたが、この重大事故の重要性・緊急性からみて、またわが国の民主主義の実現という意味からも、経産省前テントはどうしても必要なものでした。

改めて、福島第一原発の事故の深刻さを思い浮かべて頂きたいと思うのです。原発立地の多くの人々は、国の政策で、安全であると言うならやむを得ない、過疎と財政難に悩まされている地方自治体としては少々の危険の疑いには目をつぶろうというところで、原発を容認してきたのです。国・経産省電力事業者そして原子力村と言われる人々は挙げて「原発は安全である」ということを唱和してきたのです。つまり国や電力事業者が一蓮托生で自らの利益のために圧倒的に大きな力をもって有無を言わず原発を強行推進してきたのです。国民一人ひとりの力は分断され、あまりに無力でした。

しかし安全ではなかった訳です。その虚偽について、またその後も続く隠蔽体質や無責任さについて、国民の多くは不信を持ち、怒りを爆発させているのです。福島の人々は今でも放射能の恐怖に晒されながら、生活の基

盤を失い、仮設住宅や地方への避難を余儀なくされています。これについても東電は十分な責任を取らず、国や行政はあなたも原発事故は終わったかのように、除染・復興だけを進めようとしています。

しかし福島第一原発の事故という大きな犠牲を払って、福島の被災者と多くの国民は声を挙げ行動すること、そして原発問題で連携して進むべきことを学んできたのです。原発事故、それも容易に収束しがたい事故を目の当たりにして、このテントは脱原発運動の一つの象徴ですが、同時に脱原発から生まれ、霞が関に根っこをはやしつづつある民主主義の実践の場でもあります。人々はテントに集まりいろいろと発言をし行動の拠点として利用し、人々の交歓の場となっています。従って、経産省前テントひろばの問題は、国有地であるかどうかではありません。人間のコントロールの下に置いておけない危険極まりない原発に関する根本問題、それを国策として推進してきた国の責任、そして我が国の民主主義や国民の自由や権利の問題を議論する場として、その重要性が問われているのです。テントをただ撤去しようとするのは、国民を無視した国家による暴挙でしかありません。私たちは法廷の場においてもねばり強く抵抗し、堂々と闘いたいと思います。この闘いは脱原発と民主主義をかけた、全国・全世界のあらゆる人々の闘いだと確信するからです。

(ふちがみ・たろう／経産省前テントひろば代表)